

事業化を加速する産学連携支援事業評価要領

平成22年4月1日

21農会第1165号

改正 平成25年5月16日

24農会1081号

最終改正 平成26年4月18日

26農会87号

農林水産技術会議事務局長通知

1 趣旨

事業化を加速する産学連携支援事業（以下「本事業」という。）の一部又は全部を農林水産省の外部の機関（以下「外部」という。）に委託して実施した場合、本事業の進捗管理を行い、効率的で効果的な事業展開を行うため、事業化を加速する産学連携支援事業に係る委託事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、事業の評価を行うこととする。

2 評価委員会

- (1) 評価委員会は、農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）研究推進課長及び農林水産・食品分野の研究開発に係る産学連携について知見を有する外部の専門家又は外部の有識者であって、以下の要件を満たす者（以下「評価委員」という。）、計4～6名をもって構成する。
 - ア 公正な立場から評価を行うことができる者
 - イ その氏名、所属及びその者が行う評価結果の内容を公表することについてあらかじめ同意している者
- (2) 評価委員会は、事業実施期間中原則として年1回開催する。
- (3) 農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）は、評価委員会開催の7日前までに評価委員の委嘱を行う。
- (4) 評価委員の再任は妨げない。
- (5) 評価委員会に座長を置くこととし、評価委員の互選により決定する。
- (6) 評価委員会は非公開とするが、評価委員会の議事概要は、知的財産権に十分配慮した上で、ホームページ等において公開する。
- (7) 事務局長は、評価委員に対し、評価に要する経費を支払うことができる。
- (8) 評価委員会の事務は、事務局の研究推進課において処理する。当該事務を担当する者は、評価委員会に出席できる。
- (9) 評価委員会は、過半数以上の評価委員の出席がなければ議事を行うことができない。

3 評価委員会の検討事項

- (1) 評価委員会は、以下の事項について、委託事業の受託者から報告を受ける。この際、座長は必要に応じて、事務局の事業担当者等から補足説明を求めることができる。

ア 当該年度の事業実施計画について

イ 当該年度の事業実施状況について

ウ 次年度以降の事業実施計画（案）について（委託事業の事業実施期間の最終年度を除く。）

(2) 評価委員会は、(1)の報告を踏まえ、当該年度の事業の実施状況について評価を行う。評価項目及び評価基準は、別表1に定めるとおりとする。

(3) 評価委員会は、(2)の評価において、B又はCの評価を行った項目がある場合には、具体的な改善方針について助言等を行う。

4 検討結果の報告

座長は、評価の結果及び助言等の内容について、事務局長に報告する。

5 検討結果の反映

事務局長は、評価委員会の評価において改善すべきとされた事項について、評価委員会の助言等を踏まえ、次年度以降の事業実施に際し、該当事項の改善を図る。

また、事務局長は、該当事項の改善状況について、次回の評価委員会に報告する。

なお、評価委員会において、事業の目標達成が著しく困難であると判断された場合は、継続的な委託は行わず、改めて事業実施主体の公募を行う。

(別表1)

評価項目及び評価基準

| 評価項目 | 評価項目に含まれる事項 | 評価基準 |
|--|---|-----------------------------------|
| | | |
| 1 委託事業の目標の達成度等 | <ul style="list-style-type: none">事業目標の達成度コーディネーターが案件形成に関与し、実際に農林水産省所管の競争的資金の公募に際し、提案された研究課題数と課題への参画機関数コーディネーターが案件形成に関与した共同研究の課題数と課題への参画機関数 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| 2 委託事業が社会・経済等に及ぼす影響 | <ul style="list-style-type: none">農林水産・食品分野の産学連携の活性化に対する影響農林水産・食品分野において産学が連携した研究の推進に対する影響農林水産・食品分野の産業規模拡大と異分野と連携した新産業の創出への影響 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| 3 委託事業の推進方法の妥当性 | <ul style="list-style-type: none">事業実施項目の妥当性スケジュールの妥当性事業実施方法の妥当性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| 4 委託事業の実施体制の妥当性 | <ul style="list-style-type: none">経理処理の妥当性事業の進行管理の妥当性投入された人員数や調査費の妥当性投入された人員の活動状況の妥当性 | S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い |
| 総括評価 | [総括評価基準] 1～4を踏まえ、事業全体について、次の4段階で評価を行う。 S：事業は予想以上の効果を上げている。 A：事業は概ね目的を達成している。 B：事業の目的の達成がやや不十分である。 C：事業の目的の達成は不十分である。 | |
| 助言等 (B又はCの評価を行った項目に対する具体的な改善方針についての助言等) | | |